

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例

平成19年12月21日

条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者及び特定疾病者が、疾病又は負傷について社会保険各法に基づく医療及び自立支援医療（以下「保険医療等」という。）を受けた場合に、重度障害者医療費及び特定疾病者医療費を支給することにより、重度障害者及び特定疾病者の医療を確保し、もって、重度障害者及び特定疾病者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給者の責務)

第2条 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けた者は、当該医療費が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（重度障害者になった年齢が、65歳以上である者を除く。）をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級又は2級のもの
 - (2) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者であって、当該療育手帳に掲げる障害の程度が（(A)）、（(A)）の1、（(A)）の2、Aの1若しくはAの2のもの又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者であって、その障害の程度が重度に相当すると判定されたもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が1級又は2級のもの
- 2 この条例において、「特定疾病者」とは、次の各号に掲げる疾病のいずれかに罹り患している者をいう。
- (1) 難治性の肝炎（劇症肝炎を除く。）

(2) ネフローゼ

- 3 この条例において、「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。
- 4 この条例において、「一部負担金」とは、保険医療等に係る費用の額から社会保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- 5 この条例において、「自己負担金」とは、国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合において、当該給付決定を受けた者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- 6 この条例において、「負担基準額」とは、市が給付決定をした場合において、当該給付を受けた重度障害者が負担しなければならない額をいう。
- 7 この条例において、「保険医療機関」とは、社会保険各法の規定により療養等を取り扱う病院、診療所、若しくは薬局又はその他のものをいう。
- 8 この条例において「自立支援医療」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する自立支援医療をいう。
- 9 この条例において「被保険者等」とは、重度障害者又は特定疾病者が適用を受ける社会保険各法による被保険者、世帯主又は組合員をいう。

(支給対象者)

第4条 医療費の支給を受けることができる者は、重度障害者医療費にあっては次の各号のいずれかに該当する重度障害者又はその被保険者等とし、特定疾病者医療費にあっては第1号又は第2号のいずれかに該当する特定疾病者又はその被保険者等とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者（国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている者を除く。）
- (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者となっている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の区域外に設置されている施設で

あって、規則で定めるものに入所、入院又は入居している者であって、市長が認めたもの

- 2 重度障害者医療費の支給対象者であって、満15歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者であって、かつ、流山市子ども医療費の助成に関する規則（平成14年流山市規則第45号）又はこれに類する他の市町村の子ども医療費に係る助成制度の対象となるものについては、重度障害者医療費の対象としない。
- 3 重度障害者医療費の支給対象者であって、特定疾病者医療費の支給対象者であるものは、特定疾病者医療費の支給対象者としない。
(優先関係)

第5条 重度障害者に係る疾病が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(医療費の額)

第6条 支給対象者（第3条第1項第1号及び第2号に該当する重度障害者に限る。以下この項において同じ。）に重度障害者医療費として支給する額は、次に掲げる額から別表第1に定める負担基準額を控除した額（一部負担金が負担基準額に満たないときは当該一部負担金の額）とする。ただし、保険調剤については別表第1に定める世帯区分にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 支給対象者が保険医療機関で保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額
 - (2) 支給対象者が保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、当該一部負担金の額
 - (3) 国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、自己負担金の額
- 2 前項の規定による医療費の額は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づく規則又は定款等により付加給付金の支給を受けた場合は、当該医療費の額からその額を除くものとする。
 - 3 給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、第1項第1号及び第2号の一部負担金から除くものとする。
 - 4 支給対象者（第3条第1項第3号に該当する者に限る。）に重度障害者医療費として支給する額は、別表第2の定めるところにより算定した額とする。
 - 5 特定疾病者医療費の助成額は、別表第3の定めるところにより算定した額

とする。

(申請)

第7条 医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は速やかに受給資格の有無を決定するものとする。

(受給権の消滅)

第8条 前条第2項の規定により医療費の受給資格が認められた者（以下「受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受給権者の医療費の支給を受ける権利は、消滅する。

（1） 支給対象者でなくなったとき。

（2） 市長が受給権者でないと決定したとき。

(医療費の支給)

第9条 医療費は、第7条第2項の規定により医療費の受給資格が認められた日から前条の規定により受給権の消滅した日までの医療費を規則で定める方法により支給する。

(現況の届出)

第10条 受給権者は、市長が定める時期に、医療費の支給に係る障害又は疾病の現況及び市町村民税の課税状況を市長に届け出なければならない。

(支給の停止)

第11条 重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、当該重度障害者に対する保険医療等がなされた月の属する年度分（当該保険医療等がなされた月が4月から7月までの場合にあっては前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条第1項に規定する額以上であるときは、当該年度の8月1日から当該年度の翌年度の7月31日までに受けた保険医療等に対する重度障害者医療費は、支給しない。

(変更の届出)

第12条 受給権者は、適用される社会保険の種類の変更その他の医療費の受給資格の変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならぬ

い。

(支給の調整)

第13条 市長は、重度障害者又は特定疾病者の疾病又は負傷に対する社会保険各法による給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、当該第三者の損害賠償義務の限度において医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第15条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第16条 医療費の受給に係る者は、関係職員の調査又は質問に応じなければならない。

2 前項に規定する調査又は質問は、医療費の支給に関し必要な事項以外について行ってはならない。

3 受給権者は、市長から医療費の支給に関し必要な届出又は書類の提出を求められたときは、速やかに届け出し、又は提出しなければならない。

(委任)

第17条 医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第12条に規定する日までの間の月分に係る重度障害者医療費の経過的特例)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第1項に規定する高額治療継続者に係る平成20年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第12条に規定する日までの間の月分の重度障害者医療費については、第11条の規定は、適用しない。

(経過措置)

- 3 平成20年4月1日から同年7月1日までの月分に係る重度障害者医療費の支給については、第11条中「当該年度の8月1日から当該年度の翌年度の7月31日まで」とあるのは、「当該年度の4月1日から7月31日まで」とする。
- 4 流山市福祉手当の支給に関する条例（平成19年流山市条例第44号）附則第2項の規定による廃止前の流山市福祉手当及び医療費の支給に関する条例（昭和53年流山市条例第20号。以下「廃止条例」という。）の規定により行った医療費に係る申請及び届出は、この条例の相当規定による申請及び届出とみなす。
- 5 この条例の施行の際、廃止条例の規定により支給すべきであった医療費については、なお従前の例による。

別表第1

世帯区分	負担基準額（円）	
	入院1日又は通院1回当たり	
A 生活保護法による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0	
B 市町村民税非課税世帯	0	
C 市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0	
D 市町村民税所得割課税世帯	300	

別表第2（第5条関係）

重度障害者医療費の額の算定方法

障害者の区分	重度障害者医療費の額の算定方法（月額）	備考
1級又は2級の精神障害者	$\left(\text{各月に保険医療機関等に支払った療養の給付（精神疾患に係る療養の給付を除く。）の代金} - \left(\text{医療費に対する給付又は附加給付に相当する額} \right) \right) \times \frac{1}{2}$	(1) 給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、療養の給付の代金から除く。

(2) 社会保険
各法以外の法令により医療の給付を受けた場合においては、当該法令の規定により国等が負担する額を控除する。

(3) 左の算定方法により算出した額に100円未満の額が生じるときは、当該額を切り捨てる。

別表第3(第5条関係)

特定疾病者医療費の額の算定方法

特定疾病者医療費の額の算定方法(月額)	備考
社会保険に基づき各月に保険医療機関等に支払った特定疾病に係る療養の給付の代金	特定疾病者医療費の支給額は、10,000円を限度とする。

流山市重度障害者医療費及び特定疾患者医療費の支給に関する条例（平成19年流山市条例第45号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（重度障害者になつた年齢が、65歳以上である者を除く。）をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者であつて、当該療育手帳に掲げる障害の程度が（(A)）、（(A)）の1、（(A)）の2、Aの1若しくはAの2のもの又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者であつて、その障害の程度が重度に相当すると判定されたもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が1級又は2級のもの</p> <p>2 この条例において、「特定疾病者」とは、次の各号に掲げる疾患のいずれかにり患している者をいう。</p> <p>(1) 難治性の肝炎（劇症肝炎を除く。）</p> <p>(2) ネフローゼ</p> <p>3 この条例において、「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者であつて、当該療育手帳に掲げる障害の程度が（(A)）、（(A)）の1、（(A)）の2、Aの1若しくはAの2のもの又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者であつて、その障害の程度が重度に相当すると判定されたもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が1級又は2級のもの</p> <p>2 この条例において、「特定疾病者」とは、次の各号に掲げる疾患のいずれかにり患している者をいう。</p> <p>(1) 難治性の肝炎（劇症肝炎を除く。）</p> <p>(2) ネフローゼ</p> <p>3 この条例において、「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の</p>

改正後	改正前
確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。	確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。
4 この条例において、「一部負担金」とは、保険医療等に係る費用の額から社会保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。	確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。
5 この条例において、「自己負担金」とは、国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合において、当該給付決定を受けた者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。	
6 この条例において、「負担基準額」とは、市が給付決定をした場合において、当該給付を受けた重度障害者が負担しなければならない額をいう。	
7 この条例において、「保険医療機関」とは、社会保険各法の規定により療養等を取り扱う病院、診療所、若しくは薬局又はその他のものをいう。	
8 この条例において「自立支援医療」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する自立支援医療をいう。	4 この条例において「自立支援医療」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する自立支援医療をいう。
9 この条例において「被保険者等」とは、重度障害者又は特定疾患者が適用を受ける社会保険各法による被保険者、世帯主又は組合員をいう。	5 この条例において「被保険者等」とは、重度障害者又は特定疾患者が適用を受ける社会保険各法による被保険者、世帯主又は組合員をいう。 (支給対象者)
第4条 医療費の支給を受けることができる者は、重度障害者医療費にあつては次の各号のいずれかに該当する重度障害者又はその被保険者等とし、特定疾患者医療費にあつては第1号又は第2号のいずれかに該当する特定疾患者又はその被保険者等とする。	第4条 医療費の支給を受けることができる者は、重度障害者医療費にあつては次の各号のいずれかに該当する重度障害者又はその被保険者等とし、特定疾患者医療費にあつては第1号又は第2号のいずれかに該当する特定疾患者又はその被保険者等とする。
(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者である被保険者、組合員又は被扶養者（国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている者を除く。）	(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者である被保険者、組合員又は被扶養者（国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている者を除く。）
(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者となっている者	(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者となっている者
(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の区域外に設置されている施設であって、規則で定めるものに入所、入院又は入居している者であって、	(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の区域外に設置されている施設であって、規則で定めるものに入所、入院又は入居している者であって、

改正後	改正前
<p>市長が認めたもの</p> <p>2 重度障害者医療費の支給対象者であって、満15歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者であって、かつ、流山市子ども医療費の助成に関する規則（平成14年流山市規則第45号）又はこれに類する他の市町村の子ども医療費に係る助成制度の対象となるものについては、重度障害者医療費の対象としない。</p> <p>3 重度障害者医療費の支給対象者であって、特定疾病者医療費の支給対象者であるものは、特定疾病者医療費の支給対象者としない。</p> <p>（優先関係）</p> <p>第5条 重度障害者に係る疾病が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。</p> <p>（医療費の額）</p> <p>第6条 支給対象者（第3条第1項第1号及び第2号に該当する重度障害者に限る。以下この項において同じ。）に重度障害者医療費として支給する額は、次に掲げる額から別表第1に定める負担基準額を控除した額（一部負担金が負担基準額に満たないときは当該一部負担金の額）とする。ただし、保険調剤については別表第1に定める世帯区分にかかわらず、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 支給対象者が保険医療機関で保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額</p> <p>(2) 支給対象者が保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、当該一部負担金の額</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、自己負担金の額</p> <p>2 前項の規定による医療費の額は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づく規則又は定款等により付加給付金の支給を受けた場合は、当該医療費の額からその額を除くものとする。</p>	<p>市長が認めたもの</p> <p>2 重度障害者医療費の支給対象者であって、特定疾病者医療費の支給対象者であるものは、特定疾病者医療費の支給対象者としない。</p> <p>（医療費の額の算定方法）</p> <p>第5条 重度障害者医療費の額の算定方法は、別表第1の定めるところによる。</p>

改正後	改正前
3 給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、第1項第1号及び第2号の一部負担金から除くものとする。	
4 支給対象者（第3条第1項第3号に該当する者に限る。）に重度障害者医療費として支給する額は、別表第2の定めるところにより算定した額とする。	
5 特定疾病者医療費の助成額は、別表第3の定めるところにより算定した額とする。	2 特定疾病者医療費の額の算定方法は、別表第2の定めるところによる。 (申請) 第7条 医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。
6 特定疾病者医療費の額の算定方法は、別表第2の定めるところによる。 (申請) 第6条 医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。	2 前項の規定による申請があつたときは、市長は速やかに受給資格の有無を決定するものとする。 (受給権の消滅) 第7条 前条第2項の規定により医療費の受給資格が認められた者（以下「受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受給権者の医療費の支給を受けける権利は、消滅する。 (1) 支給対象者でなくなつたとき。 (2) 市長が受給権者でないと決定したとき。 (医療費の支給) 第8条 市長は、受給権者の請求に基づき医療費を支給する。この場合において、受給権者は、医療費の領収証等自らが負担した医療費の額を証する書類を添付しなければならない。
7 医療費は、第7条第2項の規定により医療費の受給資格が認められた日から前条の規定により受給権の消滅した日までの医療費を規則で定める方法により支給する。 (現況の届出)	2 医療費は、第6条第2項の規定により医療費の受給資格が認められた日の医療費から前条の規定により受給権の消滅した日までの医療費までを支給する。 (現況の届出)
8 第9条 受給権者は、市長が定める時期に、医療費の支給に係る障害又は疾	第9条 受給権者は、市長が定める時期に、医療費の支給に係る障害又は疾

改正後	<p>疾病の現況及び市町村民税の課税状況を市長に届け出なければならない。 (支給の停止)</p> <p>第11条 重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、当該重度障害者に対する保険医療等がなされた月の属する年度分(当該保険医療等がなされた月が4月から7月までの場合は前年度分)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)の額を規則で定めるところにより合算した額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項に規定する額以上であるときは、当該年度の8月1日から当該年度の翌年7月31日までに受けた保険医療費は、支給しない。</p>	<p>(変更の届出)</p> <p>第12条 受給権者は、適用される社会保険の種類の変更その他の医療費の受給資格の変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(支給の調整)</p> <p>第13条 市長は、重度障害者又は特定疾患者の疾病又は負傷に対する社会保険各法による給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、当該第三者の損害賠償義務の限度において医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額を返還させることができる。</p>	<p>(不正利得の返還)</p> <p>第14条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(受給権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならぬ。</p>
改正前	<p>病の現況及び市町村民税の課税状況を市長に届け出なければならない。 (支給の停止)</p> <p>第10条 重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、当該重度障害等がなされた月が4月から7月までの場合には前年度分(当該保険医療等がなされた月が4月から7月までの場合は前年度分)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)の額を規則で定めるところにより合算した額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項に規定する額以上であるときは、当該年度の8月1日から当該年度の翌年7月31日までに受けた保険医療費は、支給しない。</p>	<p>(変更の届出)</p> <p>第11条 受給権者は、適用される社会保険の種類の変更その他の医療費の受給資格の変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(支給の調整)</p> <p>第12条 市長は、重度障害者又は特定疾患者の疾病又は負傷に対する社会保険各法による給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、当該第三者の損害賠償義務の限度において医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額を返還させることができる。</p>	<p>(不正利得の返還)</p> <p>第13条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(受給権の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならぬ。</p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>(調査等)</p> <p><u>第16条</u> 医療費の受給に係る者は、関係職員の調査又は質問に応じなければ第15条 医療費の受給に係る者は、関係職員の調査又は質問に応じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する調査又は質問は、医療費の支給に必要な事項以外について行つてはならない。</p> <p>3 受給権者は、市長から医療費の支給に必要な届出又は書類の提出を求められたときは、速やかに届け出し、又は提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> 医療費の支給に必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p>	<p>ない。</p> <p>(調査等)</p> <p><u>第15条</u> 医療費の受給に係る者は、質問に応じなければ第15条 医療費の受給に係る者は、関係職員の調査又は質問に応じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する調査又は質問は、医療費の支給に必要な事項以外について行つてはならない。</p> <p>3 受給権者は、市長から医療費の支給に必要な届出又は書類の提出を求められたときは、速やかに届け出し、又は提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> 医療費の支給に必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p>
<p>(平成20年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第12条に規定する日までの間の月分に係る重度障害者医療費の経過的特例)</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第1項に規定する高額治療継続者に係る平成20年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第12条に規定する日までの間の月分の重度障害者医療費については、第11条の規定は、適用しない。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 平成20年4月1日から同年7月1日までの月分に係る重度障害者医療費の支給については、第11条中「当該年度の8月1日から当該年度の翌年度の7月31日まで」とあるのは、「当該年度の4月1日から7月31日まで」とする。</p> <p>別表第1 【別記1 参照】</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p>重度障害者医療費の額の算定方法</p>	<p>(平成20年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第12条に規定する日までの間の月分に係る重度障害者医療費の経過的特例)</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第1項に規定する高額治療継続者に係る平成20年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第12条に規定する日までの間の月分の重度障害者医療費については、第10条の規定は、適用しない。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 平成20年4月1日から同年7月1日までの月分に係る重度障害者医療費の支給については、第10条中「当該年度の8月1日から当該年度の翌年度の7月31日まで」とあるのは、「当該年度の4月1日から7月31日まで」とする。</p> <p>別表第1 【別記1 参照】</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p>重度障害者医療費の額の算定方法</p>

改正後	改正前
<p>【別記2 参照】</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <p>特定疾病者医療費の額の算定方法</p> <p>【別記3 参照】</p>	<p>【別記2 参照】</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>特定疾病者医療費の額の算定方法</p> <p>【別記3 参照】</p>

【別記1】

改正後	世帯区分	負担基準額(円)
		入院1日又は通院1回当たり
A	生活保護法による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
D	市町村民税所得割課税世帯	300

【別記2】

改正後	重度障害者医療費の額の算定方法(月額)	備考
障害者の区分	$1\text{ 級又は}2\text{ 級の精神性障害者} \times \left[\begin{array}{l} \text{毎月に保険医療機関等に支払つ} \\ \text{た療養の給付(精神疾患に係る} \\ \text{療養の給付を除く。)の代金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{医療費における給付又は附加給付} \\ \text{に相当する額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$	<p>(1) 給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、療養の給付の代金から除く。</p> <p>(2) 社会保険各法以外の法令により医療の給付を受けた場合においては、当該法令の規定により国等が負担する額を控除する。</p> <p>(3) 左の算定方法により算出した額に100円未満の額が生じるときは、当該額を切り捨てる。</p>

改正前

障害者の区分	重度障害者医療費の額の算定方法（月額）	備考
重度知的障害者又は1級若しくは2級の身体障害者	$\left[\text{各月に保険医療機関等に支払った原基の給付} - \left(\text{医療費に対する給付又は附加給付に相当する額} \right) \right] - \left[\text{各月に保険医療機関等に支払った原基の給付} - \left(\text{医療費に対する給付又は附加給付に相当する額} \right) \right] \times \frac{1}{2}$	(1) 給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、療養の給付の代金から除く。 (2) 社会保険各法以外の法令により医療の給付を受けた場合においては、当該法令の規定により国等が負担する額を控除する。 (3) 左の算定方法により算出した額に100円未満の額が生じるときは、当該額を切り捨てる。
1級又は2級の精神障害者	$\left[\text{各月に保険医療機関等に支払った原基の給付} - \left(\text{精神疾患に係る療養の給付を除く。} \right) \right] - \left[\text{各月に保険医療機関等に支払った原基の給付} - \left(\text{精神疾患に係る療養の給付を除く。} \right) \right] \times \frac{1}{2}$	

【別記3】

改正後

特定疾病者医療費の額の算定方法（月額）	備考
$\left[\text{社会保険に基づき各月に保険医療機関等に支払った特定疾患に係る療養の給付の代金} - 10,000\text{円} \right]$	特定疾患者医療費の支給額は、10,000円を限度とする。
$\left[\text{社会保険に基づき各月に保険医療機関等に支払った特定疾患に係る療養の給付の代金} - 10,000\text{円} \right]$	特定疾患者医療費の支給額は、10,000円を限度とする。

改正前